

【様式】

令和4年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：株式会社宮崎県ソフトウェアセンター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	みやざきICT産業人材 スカウト事業	首都圏在住のICT人材 と新たな人的ネット ワークを構築し、県 内ICT企業とのICT人 材の確保を図る。	9,997,900	第167条の2第1項 第2号	<p>同社は、平成6年に、「地域ソフトウェア供給力開発事業臨時措置法」に基づくソフトウェア人材の育成・供給機関として設立された法人であり、これまでの活動を通して、この事業の実施に必要なノウハウやネットワークを十分に有しており、実施者として最適である。</p> <p>また、同社は厚生労働大臣の認可を受けた民間の職業紹介事業者であり、ICT技術者の本県への移住希望者に対する適切な職業紹介等も行えるため、この事業の受託者は同社において他にはない。加えて、これまでにホームページ登録者やUIJターナー希望者に対して行ってきた情報提供や相談業務を継続して行えるため、相談者に対し適切なフォローが可能となる。</p> <p>以上のことから、宮崎県ソフトウェアセンターと一者随意契約を締結するものである。</p>	商工観光労働部 企業振興課
2	ICTコンシェルジュ事 業	ICTの導入による成功 事例を増やしていく ことを目的に、ICTに 関する相談等の機会 を多く創出する。	8,393,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本業務は、県内事業者に対しICTに関する相談などの機会をより多く創出し、ICTの導入による成功事例を増やしていくことを目的としており、豊富な知識や全国的な取組事例などの知見を備えた専門人材を有している必要があるため、各種支援制度や取組事例を紹介しICTの導入を促すノウハウを有し、県内のICT導入状況に精通しつつ、特定のベンダーに偏らない中立的な立場からアドバイスができる宮崎県ソフトウェアセンター以外では業務遂行が不可能なため、宮崎県ソフトウェアセンターと一者随意契約を締結するものである。</p>	総合政策部 デジタル推進課
3	県立高校ポータルサイ ト構築業務	県立高校ポータルサイ トの構築	3,003,000	第167条の2第1項 第2号	<p>既存の県立高校紹介ページは教育ネットひむかのサーバー上で構築されているが、本来の目的である県立高校の魅力の周知を満足に果たすことが出来ておらず、早急な改修が必要であると考え。新しいページには、各学校が最新情報を自ら更新できる機能を検討しており、接続の安全性が確保されている教育ネットひむか上にページを構築するのが適当だと考える。改修には教育ネットひむかのサーバーの構造に関する知見が必要である。株式会社宮崎県ソフトウェアセンターは10年にわたり教育ネットひむかの構築、運用保守に関わっており、上記の条件を満たしている。また、その他の事業経験から、教育機関のホームページ構築業務の受託実績も十分であると見え、以上の理由から委託期間中に当該業務を遂行できる唯一の事業所であると判断したため、宮崎県ソフトウェアセンターと一者随意契約を締結するものである。</p>	教育委員会 高校教育課
4	ネットトラブル対策事 業	ネットトラブル対策 に伴うネットパト ロールや情報モラル 研修等業務	1,166,000	第167条の2第1項 第2号	<p>第一に、ネットトラブルに対する相談や情報提供を受け付け、啓発のための情報発信を行うネットパトロール、「ひなた子どもネット相談」の保守・運用等についての技術や豊富な経験がある。</p> <p>第二に、県内で高度IT研修を実施する唯一のIT人材育成機関であり、一般県民や行政機関の職員、IT企業の技術者に至るまで幅広い研修実績を持っている。また、地域や学校における情報モラル研修においても講師を務めるなど、事業を推進する上で経験及び人材を備えている。</p> <p>第三に、県や市町村へのコンサルティング業務、教育ネットひむかの回線サービス等公的団体への業務実績が豊富である。</p> <p>第四に、本事業は、いじめ相談等、個人情報を取り扱う業務であり、信頼性が必要である。</p> <p>これらを兼ね備えた業者は他にないことから、宮崎県ソフトウェアセンターと一者随意契約を締結するものである。</p>	教育委員会 人権同和教育課